

「指定本邦航空運送事業者」の指定を受けました

～定期審査等の運航業務が自社で行えるようになります～

ソラシド エア(スカイネットアジア航空株式会社 本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:高橋洋)は、去る 2012 年 6 月 21 日に、国土交通省より「指定本邦航空運送事業者」^{注1)}の指定(航空法第 72 条第 5 項の規定に基づく)を受けましたことをお知らせいたします。

今回の指定を受けたことにより、国土交通大臣から認定を受けた機長に対する資格取得・維持の審査に関して、国土交通大臣の指名を受けた当社の「査察操縦士」^{注2)}が実施できるようになり、今後の運航業務の円滑な遂行に大きく寄与することになります。

当社ではこの指定を受けるため、運航乗務員およびスタッフの拡充、日常運航管理体制の改善、訓練審査体制の強化など安全管理体制の充実強化を進めてまいりました。今回の指定を受けたことは、当社の運航業務の運営体制が信頼を得た証しでもあります。

就航 10 年目を迎える当社としては、これからも安全運航を最大の責務として、これまで以上にお客様に信頼されるソラシド エアへと成長できるよう運航乗務員、スタッフ一同、力を合わせて努力してまいります。

注1) 『指定本邦航空運送事業者』…航空法第 72 条第 5 項に基づき、国に代行し事業者自身が機長認定の一部、機長定期審査、機長臨時審査を実施できる事業者

注2) 『査察操縦士』…自社の機長の中で必要な訓練を受け、審査を実施するにあたっての必要な知識及び能力を有する者で、自社の機長のみを対象に審査ができる運航乗務員